

△合言葉▽の意味

小川 信

1 周知の事実

あまりにもひどい郵便料の値上げだ。一夜明ければ一月二五日、そのとき誰もが実感的にびっくりしたにちがいない。いままで、すこし重量がオーバーしたとき五五円で送っていたミニコミがなんと一四〇円。百一グラムになると二百円／＼

値上げの理由は「赤字だから」と言う。なるほどだが、郵便局区分け現場からの、次のルボを読めば、郵政がいかに企業資本に奉仕しているか。何が赤字つくりの元兇か、がよくわかる。

「―区分台にたべられたブツ（郵便）を縦七横十の七〇に仕切られた区分棚に区分けする。さらに区分台の上に落し区分をする。主にA出版社とB放送局である。これはクイズやアンケートや宛名不完全や転居先不明で

返送されるダイレクトメールばかり。一般の区分棚では処理しきれないほど大量に来る。この大口だけで自局配達の半分近くもある。国民のための郵政事業といっても、企業が企業、企業から個人、個人から企業へ行くブツが圧倒的で、個人から個人というブツはまれである。』（新日本文学一月号）

それにしても、このあまりにも不当な値上げという感覚は、やはり前回のときのように、数ヶ月たてば慣らされて当たり前となり、やがてうやむやになってしまいうにちがいない。

とすればいま、人の噂も七五日のその間に、まずぜひとも例の△合言葉▽から問題を、骨身にしみて考えておきたいと思うのだ。

△合言葉▽……正しく言うならば△△△と△△△な△の合言葉、△切手▽に△のり▽を／＼である。

さらに念を入れて、もうだいふ以前になるが、七二年八月一九日朝日新聞がのせた記事をこゝで、説明がわりに転載しよう。

△郵便ゲリラ▽ 郵便料金の値上げは、ミニコミをつくっている人には痛かった。手刷りの情報を送るのに、何十円もとられたんじゃ、ミニコミらしくもない。「○○○○○」の○号は、これに抵抗しよう、と呼びかける。

「この封筒にはってある切手を水洗いして下さい。すると、スタンプが消えます。切手の上にノリをぬってあるのです。この切手をどう使おうとそれはあなたの勝手です。が、あなたもやってみませんか。

みんながそうした時のことを想像してみして下さい」

切手自体の印刷まで薄くなるから、四、五回ぐらいしか使えない。それでも切手代は四分の一、五分の一で済むことになる。実はこの方法、ミニコミを発行する若者の間に、着々と広がりつつあるのだ。

が、たゞ一つの欠点は、当の切手が、なかなか出した人の手元にもどってこないことである。

ゲリラには、やはり根気が必要なのです。

つまり、こういうことである。

①手紙などを送るとき必ず封筒に切手をはらねばならないわけだが、そのとき、その切手の表面に、市販の事務用のりをすくまんべんなくぬって、乾いてから投入する。

と、どうなるか。

②その切手の消印は、のりのうすい皮膜にさえぎられて切手への浸透をさえぎられる。

③受信者は手紙をうけとったら、まず第一にケシゴムで切手のスタンプをこすってみる。まるでウソのように、切手上的のスタンプが消える。(そのときのおどろきと快感！)

この「切手の表面にのりをぬる」ということは、いまさらばくがこと新しく書くほどのことではない。天下の大新聞にも報道されて、一般周知の事実になっている。

2 法律的な問題

だから、ばくがここでつけ加えられることは「これは法律的には何ら問題にならず、可罰的行為ではない」ということだけである。これを研究した弁護士も、その通りと苦笑いして保証している。切手にのりをぬること、送られてきた封筒の切手のスタンプがふとしたこと

で消えることは、郵便法にも刑法の対象にもならない。ぼくらは法治国の善良な市民として、切手にのりを、Vぬる自由と、スタンプが消える快感をたのしむことが、完全に許されているのである。

だがさて、それからどうするか。当然のこととして、

④スタンプが消えた切手を切りぬく。⑤それを湯（ないときは水）に十分間ほど浸す。⑥水中でやわらかくなでてノリ気を充分におとした上で、切手を台紙からはがす。⑦それを新聞紙の間にはさんで、水分をとるために上からおさえる。⑧そのまゝにしておくと乾いたときはが

れないから、すぐに、まだしめっている切手を、別の新聞紙の上にならべて乾くのを待つ。⑨さあ切手は……

／＼そこで？／＼ストック帳に入れて、コレクションに加える——ということになる。つまり、お金を使わずに切手蒐集ができる。全然法律的にも、その他のあらゆる点で正々堂々、万才／＼というわけだ。

だが、もちろん問題はあつた。そのコレクション切手は容易に再生切手として使用できる。しかも再生切手であることを一々判別することが郵便局で全くといってよいほど至難であるとすれば、なおさらのことだ。

すなわち切手にのりを、Vの宣伝は、あくまでのり

をぬるところまで。それ以上をつけ加えてはならない。再使用をすゝめることやその実行は、万一告発されると当然法的可罰対象となる。（もっとも裁判であべこべにその方法がひろまることを当局側はもっとおそれるだろうという問題もある。……）ともかくあくまで切手にのりをVの合言葉Vだけ。再使用なんてトンデモナイ。ユメにも考えません——でなければならぬのは当然である。

3 合言葉の仲間

さて以上のことは、全国にひろがって、おそらく万余の人たち（ぼくはこゝで、その人たちを仲間Vと呼ぼう。その理由はあとで判明するはずだ）が、あちこちで実行に移している。

だから、ぼくがこゝで本当に論じたいのは、実行している多くの人たち（仲間V）が、いまだのような意味で切手にのりをぬることV、そして合言葉V——切手にのりをVをとらえているか、その意味と意識の内容についてである。

そして、その認識の程度と度合いに比例して、合言葉Vを実行する程度もかわるというものだ。

たとえば、相手が合言葉を知らないとき、どうするか。
。相手がものぐさで実行してこないときどうするか。旅行中でのりをもってないときは？

しかもぼくらは、当初どのようにそれを深く意識していても、いつしか日常化するうちに、おぼろげになつてしまふということがある。とすれば、つねに一回一回の発信を積極的な行為とするために、そのことが意味するものについて、何度確認してもしすぎることはない。

4 自由連合・四つの意味

結論から言えば、何よりも、 $\wedge$ それ $\vee$ 合言葉は、 $\wedge$ 自由連合 $\vee$ そのものの具体的なあらわれである。また、 $\wedge$ 自由連合は、第一に $\wedge$ 他者との関係の在り方 $\vee$ である。 $\wedge$ 自分を外へむけて開く $\vee$ 在り方において、自己の方から多くの人たちの $\wedge$ 仲間 $\vee$ になることである。

自由連合は、第二に、 $\wedge$ その関係のとらえ方 $\vee$ である。とらえ方として $\wedge$ 自己の想像力を個別道徳の対象にとめるのではなく、そこからじまる無限の連鎖 $\vee$ において、多くの人たちを自分の $\wedge$ 仲間 $\vee$ にすることである。第三に自由連合は、そのような $\wedge$ 仲間関係の積極的な意識化 $\vee$ と、その意識化がもたらすもの—ものと見方、

関係の変化にともなう自己革命—見えてくる世界の一変である。

第四に、こうした自他の仲間総体の動き、つながり方いわば生き方として明らかになってくる日常のなかの行為における手続き、技術の共同性、その進展のうえに出てくる $\wedge$ 社会革命の可視化 $\vee$ である。

言いがえると自由連合は、(イ)仲間を自分の方へ引きよせる求心的な $\wedge$ 統一・集権 $\vee$ ではなく、みずから仲間へと投げかける、外延的な $\wedge$ 連合 $\vee$ においてつくる他者との関係。

(ロ)仲間の場合へ自分を赴かせることで自分を開きながら、仲間へ同化することでないことにおいて、明らかにする自己主体の相互性。

だから自由連合は、仲間には必ず自己が受けとめられることの確かさによって、それが成立するのではない—ということが第一歩である。たとえば発信時、いついかなるときも、その仲間の如何にかゝわらず $\wedge$ 切手にのりをぬる $\vee$ ことが意味するものは、 $\wedge$ 想像力 $\vee$ と $\wedge$ 想像力の連鎖 $\vee$ である。それは不可視の受信者を無数につくり出すことにおいて、現在の $\wedge$ 連合 $\vee$ であるとにも、未来の可視化—へとつづくものである。

とすればまさにまぎれもなく——言いかえるならば——

△革命Vともいふべき質のものではないのか。

事実それがその通りであることは、次の文章における△それVを△切手にのりをぬることVまたは△自由連合Vとも△革命Vのいずれをもあてはめてみても、ぴったりと符合する。それは△合言葉V——切手にのりを——の行為において、自覚すると否にかゝわらず「いついかなるときも」という行為が、どのように重大な意味をもつかを、はっきりと示しているのである。

5 それとは何か

(註) 以下の文章——△それVを、△革命Vまたは△自由連合Vあるいは△切手にのりをぬることVとあてはめて読むこと——

1. △それVは、本来自分ひとりでは成り立たない。自分から相手へ働きを及ぼす△伝達の行為Vからはじまるものである。そしてあらゆるところから起ってきた△それVの大衆化によって、決定的な力となる。(伝達性と相乗性)

2. △それVは、きわめて日常的な身辺雑事そのもののうちに、見出されるものである。△それVは権力が与え

る秩序に対して、日々のいとなみに即した必要として、みずからの秩序をつくりだす△生活技術Vの発揮である。△生活事務Vとしてあらわれる△庶民のチエVの発現である。(日常性・生活性)

3. △それVは、たゞそれだけで権力への反逆である。すくなくとも世間に報道され、一般に知られただけで、権力の威信に大きくかゝわりをもつ攻撃である。(直接行動性)

4. 権力は、事態をそれだけにとどめておくことができない。なぜなら△それVがぼくらの日常生活と不可分に密着したものであることによって、一たん伝達をうけたものは、自覚をするしないにかゝわらず、容易に△それVの実践者たりうるからである。(一般性)

5. △それVは、具体的には日々々に生起する、きわめて小さな——それひとつだけではほとんど無意味にも思える微々たること、にすぎない。(微視性)

だが、それゆえにこそ権力にとって、ほとんど一々対処しえない無数無慮の困難となるのである。そして△それVは、権力が設定した土表で、権力側のルールによって闘うのではなく、ぼくらの土表に敵を引込んでこちらのルールで闘うことを意味している。(ゲリラ性)

6. $\wedge$ それ $\vee$ は、権力側の対応の困難さをうかびあがらせるにつけて、そのきわめて根底的な革命性を明らかにする。(革命性)

しかも、そのことの微小さにもかゝらず、その質の重大さにおいて単に一國だけでなく全世界の権力国家を狼狽させ、ゆるがす巨大な展望をもつ。(巨視性)

7. このようにして、 $\wedge$ それ $\vee$ の及ぶ結果を――ばくらの微視的日常が、世界の国家群と対じする――巨視的展望のなかでとらえるとき $\wedge$ それ $\vee$ は $\wedge$ 人民対国家 $\vee$ の最も直接的な闘いとなる。(攻撃性)

しかも $\wedge$ それ $\vee$ が非暴力であることによって、国家の最後のきめ手である暴力を、ほとんど無能力化する。

(非暴力性)

8. $\wedge$ それ $\vee$ は、権力によって定められた日常生活秩序に、自分の意志を附与することで、権力秩序の質を変えらるることである。(質的転換性)

いゝかえれば、抑圧され、見えないものであった人民の意志が、可視的なもの――反秩序として形をもつことである。(可視性と具象性)

9. $\wedge$ それ $\vee$ は、疎外労働を、真の労働――直接行動とするものである。 $\wedge$ それ $\vee$ は、あそびとしての労働であり

労働が本来もっているよろこびやたのしみの復権である。(遊戯性)

(――このように書いていくと、論理は際限もなく発展する。それはまさに革命そのものだからだ。)

――言うまでもなく、具体的行為としての $\wedge$ それ $\vee$ ひとつで革命が完全に遂行されるような錯覚を与えるのが本文の趣旨ではない。 $\wedge$ それ $\vee$ ひとつから、さらに新しい、 $\wedge$ それ $\vee$ が派生し、数十の $\wedge$ それ $\vee$ が加わり拡がる状況などがある、はじめて $\wedge$ それ $\vee$ はようやく $\wedge$ それ $\vee$ であることは、いまだ断るまでもないことだろう。さて――いまきみは、この小文をこゝまで読んできた。こゝで――

☆ これを送附した封筒の切手スタンプを消しゴムですってみる。そして、きみは、そこにあらわれたものを見たときから、まさに $\wedge$ それ $\vee$ がはじまったことを知るだろう。

とすれば、きみはすぐ何をなさねばならないか――きみは $\wedge$ 伝達と相乗 $\vee$ において、君自身の内部から、いま実践にかりたてられているものをしっかり確認せよ。あるいは、君の内部で、実践をおしとどめているもの、そのためらいについて、あらためて熟視せよ。

このように君が△それVの実践へと移ったとき、そこで姿をあらわすべき権力は、全く無力で対策なく、一指をも加えることができない。なぜなら

A △それVはどのような法規に照しても、違法ではない。つまり「△それVは万一にもはがれるおそれを懸念しての補強策である」という理由は充分主張できるものである。何故に悪いのか!

B 当局が対策を講じようとするとき、ともかく△それVを発見しなければならぬ。だが、ほとんど根拠をのこさない△それVを発見し、区分する困難さは、想像以上である。さらに天文学的その物量と格闘しなければならぬ状況と相まって、ふつうの方法では不可能と言いうるだろう。

たとえ機械化による△それVの選別方法が開発されたとしても、新しい作業がもたらす、資金と時間と労働の増加はそれそのものとして恐怖をひきおこすものになるだろう。

しかも選別してどうするか。送り手に違法性はなく、受け手はたゞ受動的でそれ以上の意志をたしかめないとするれば、処罰対象は不在である。

C では当局が△それVが再生産的に行なわれることを防ぐためにどのような方法があるか。

(イ) パンチ穴をあける。

(ロ) インクを改良し、浸透性を強くする。

(ハ) スタンプと同時に、強く押圧して刻印をつける。

(ニ) 材料を化学的なものにする。

いずれにしても、内容を損じないという条件のもとに技術的には容易でない。かりに、その対策が技術的に出来たとしても、全国で一せいに実施するとなると巨額の資金を必要とする。その上になお相当の経過時間を黙認しなければならない。

一方、これらのことが明らかにできればなるだけ△それVはいよいよ拡大し、一般化するであろう。それは権力の混乱と狼狽、財政の悪化に一層拍車をかけつゝ、日本だけではなく、世界的規模の問題としての質をもつものである。

かくして、この混乱をしずめるのは人民が主導した秩序以外にないであろう。

つまり具体的には郵政事業の混乱に対する提起として当局へ要求し、実施させることは――

一、営利を目的としない個人の郵便物はすべて無料とすること。

二、判定のむずかしいものは人民委員会による区分による。

三、その他の営利用の郵便物は、すべて局へ持ちこんで料金を支払う。

四、違反を発見した時の委員会による審判と罰金である。(このようにして、それは政府や公社専管の諸事業たとえば、交通等に及ぶこととなる。)

しかし、政府にとって、それは人民への全面屈服の才一步であり、威信の喪失である以上絶対に承服しがたいものにちがいない。かくして、人民に対する騒乱を自らつくり出さざるをえない窮地におち入ることになる……

さて、あまり飛躍しないで、問題をいま現在にもどそう。

この「雑誌」を送送するためにつくられた封筒は四百枚。その封筒にはった切手の上のりがぬられているのはもちろんのことである。

何のために？ 言うまでもなく、趣味や遊びではないたゞひたすらΛそれVのために、である。

だが、そのひたすらさと、意味の重大さに反して、ノリをぬり、その乾きをまつ作業の何というミミツチさ、まだるっこさは、どう受取るべきか。

それは、日頃ΛそれVを語るときにいだく、精神の昂揚や、ときめいた心のふるへの片りんもない。そして、「何かをやった」というせめての充足感すら起らない。たゞあるのは、日頃の想いとしてのΛそれVとはおよそ程遠い尋常さ、ありきたりさ、日常性のイヤというほどの、やりきれなさばかりである。

「アホらしい、こんなシンドイことデケヘン。ちょっとでも金もうけになるんやったらマシやけど、……それに相手が黙殺したらそれっきりや。」

(「こゝでぼくはもうひとつつけ加える必要を感じる」)

D ΛそれVはたゞちに自分へと利益を与えるものではない。

切手は、貨幣の金額で表示された有価証券ではあるがΛ手紙を運びとゞけるという労働の量、あるいは、エネルギーを表示した契約の符票Vであって、本来金銭に換価できるものではない。だからΛそれVはΛ無償の行為Vである。一見経済行為にみえようとも、またそれを金もうけしようとしても、本質的にΛ非金銭的VΛ非資本

主義的Vであるゆえに、その私有や蓄積は資本化できない。

そして、そのことをはじめから意識することにおいて
ΛそれVはΛそれVとなるのであり、人民对国家の闘い
に向うのである。

ふつう、資本主義社会のなかで、Λ金もうけにならない
VΛ無償の行為VをつづけることはΛバカVかΛ気狂
いVか、片一方でボロもうけしている人間のカムフラ
ージュ以外にはありえない。とすればありきたりの人間に
とって、まさにそのことはΛシンドクVその闘いの長さ
がΛ耐えがたいVのも当り前だ。

それにつけ加えて、Λ日常としてほとんどなんでもな
く、長くたえまなく続くものVに耐えしのぶことのつら
さ、重さこそが、実は闘いそのものであるとしたとき、
それは決して銃撃戦の勇ましさ、激しさに勝るとも、劣
るものではない。そしてΛそれVとは実に、その日常性
との闘いにほかならぬことに気付くだろう。

いついかなるときも、Λ切手にのりを/V
いついかなるときも、Λ切手にのりを/V

